

原発訴訟における「主張立証の必要」について

安井英俊*

目次

はじめに

第一章 伊方原発訴訟最高裁判決の検討

第二章 伊方以降の裁判例の検討

第三章 「主張立証の必要」の性質についての試論

おわりに

はじめに

いわゆる原発関係訴訟（設置許可処分取消訴訟、民事の差止訴訟等）においては、本来、原告たる住民側が、原発に安全性に欠ける点のあることを主張・立証する必要がある。しかし、近時の裁判例においては、本来証明責任を負わない被告行政庁あるいは被告企業側に、まず安全性について「主張立証の必要」があると判示されており、実質的に原告側の証明困難の軽減を図ったとみられる判断がなされている。

* 福岡大学法学部准教授

すなわち、原発訴訟における安全審査の対象・基準を示すなど、メルクマールとなった伊方原発訴訟最高裁判決は、証明責任（立証責任）についても触れており、証明責任は原告側にあるとしつつも、本来証明責任を負わない被告行政庁側に、まず安全性に欠ける点のないことについて「主張立証の必要」があるとし、「主張立証」がなされない場合には、安全性に欠ける点のあることが事実上推認されると判示した。

伊方以降の原発訴訟においても、本件のように、証明責任を負わない被告行政庁あるいは被告企業に、安全性（危険性）について主張立証の必要があるとする判断を示したものが数多くみられる。原発訴訟のそのような状況を受けて、学説において、「主張立証の必要」が証明責任の転換を意味するのか、その性質をめぐって議論となった。その議論のなかで、当初、伊方判決の証明責任についての判断は、ドイツの学説において発展してきた「事案解明義務」の理論を適用したものと解する有力な見解¹が主張されるようになった。

事案解明義務とは、著しく証明困難な事例の場合に、一定の要件の下で証明責任を負わない当事者にも主張・立証を要求し（この場合、証明責任は転換されていない）、証明責任を負う当事者の証明困難の軽減を図るという理論である。しかしながら、伊方最判の理解をめぐっては、「一種の混乱状態がある」²といわれており、いかなる理論が採用されたのか「現段階では断定が困難である」³と指摘されている。

本稿では、近時の原発訴訟における「主張立証の必要」という判断がいか

1 竹下守夫「伊方原発訴訟最高裁判決と事案解明義務」木川統一郎博士古稀『民事裁判の充実と促進中巻』（判例タイムズ社、1994年）1頁。

2 竹下・前掲注（1）10頁。

3 垣内秀介「相手方の主張立証の必要」民事訴訟法判例百選〔第4版〕（2010年）132頁。

なる性質のものかという点を中心に検討する。以下では、まず、原発訴訟においてメルクマールとなった伊方原発訴訟最高裁判決について検討し（第一章）、次に伊方最判以降の原発訴訟について行政訴訟と民事訴訟に分類して検討したうえで（第二章）、原発訴訟における「主張立証の必要」という判断の性質について考察を試みる（第三章）。

第一章 伊方原発訴訟最高裁判決の検討

1 伊方原発訴訟最高裁判決【最判平成4年10月29日民集46巻7号1174頁】⁴ 〈事実の概要〉

A電力株式会社は、愛媛県宇和島郡伊方町に原子力発電所（伊方原子力発電所）の建設を予定しており、核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律（以下、「規制法」という）23条1項⁵に基づいて、内閣総理大臣（被告、控訴審から通産大臣が訴訟承継した）に対して原子炉設置許可を申請した。昭和47年11月28日、内閣総理大臣はA電力株式会社に対し原子炉設置許可処分（本件処分）を行った。これに対し、伊方町および近隣の住民であるXら（原告・控訴人・上告人）は、本件処分の取消を求める行政訴訟を提起した。なお、本件処分は、原子力基本法等の一部を改正する法律（昭和53年法律第86号）附則3条1項の規定により、Y（通産大臣、被

4 竹下・前掲注（1）2頁は、本判決の原子炉設置許可処分の適法性審査における主張・立証責任についての見解を、事案説明義務の考え方によって、はじめて理論的に根拠づけることができる」と指摘する。

5 「原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。」（規制法23条1項）。

控訴人・被上告人) がした処分とみなされ、控訴審からYが訴訟承継した。第一審、控訴審ともXらの請求は棄却された。Xらは上告した。

〈判旨〉 上告棄却

「原子炉施設の安全性に関する判断の適否が争われる原子炉設置許可処分の取消訴訟における裁判所の審理、判断は、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の専門技術的な調査審議及び判断を基にしてされた被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであって、現在の科学技術水準に照らし、右調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、被告行政庁の右判断に不合理な点があるものとして、右判断に基づく原子炉設置許可処分は違法と解すべきである。

原子炉設置許可処分についての右取消訴訟においては、右処分が前記のような性質を有することにかんがみると、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることの主張、立証責任は、本来、原告が負うべきものと解されるが、当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していることなどの点を考慮すると、被告行政庁の側において、まず、その依拠した前記の具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要がある、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認されるものというべきである。」

このように、最高裁は、安全性についての主張・立証責任は被告行政庁が負うとしたが、原子炉設置許可段階の安全審査では「当該原子炉施設の安全

性にかかわる事項のすべてをその対象とするものではなく、その基本設計の安全性にかかわる事項のみをその対象とする」と判示し、基本設計について安全性は確保されていると認定し、Xらの上告を棄却した。

2 「主張立証の必要」を事案解明義務とみる見解

原則として、本件のような裁量処分取消訴訟では、取消事由である被告行政庁側に裁量権の逸脱または濫用があったことについて、原告が主張・立証責任を負うことになる。しかし、最高裁は上記の点を理由に、第一次的に被告側に主張・立証する必要があるとした⁶。このように、本判決は、最高裁として初めて、証明責任を負わない当事者も事案解明に協力すべき場合があることを明らかにしたものであるとされる⁷。竹下守夫教授は、本判決の原子炉設置許可処分の適法性審査における主張立証責任についての見解を、事案解明義務の考え方によってはじめて理論的に根拠づけることができると指摘し、最高裁が事案解明義務を意識していたか否かは別として、事案解明義務の法理を実質的に承認し採択しているとして評価する⁸。

原発訴訟においてみられるようになった「主張立証の必要」とは一体いかなる性質のものなのかという点について、学説上では事案解明義務の適用であると理解する見解が当初有力に主張された⁹。以下、事案解明義務の理論

6 上原敏夫「判批」民事訴訟法判例百選〔第三版〕（有斐閣、2003年）154頁は、本判決が、一定の要件の下で証明責任を負わない当事者に主張・立証を義務づける理論のさらなる展開のきっかけを提供したことを積極的に評価する。

7 伊方最判以前に、原発訴訟において同様の理論を認めたと解される下級審判例としては、福島地判昭和59年7月23日判タ539号152頁、高松高判昭和59年12月14日判タ542号89頁、水戸地判昭和60年6月25日判タ564号106頁がある。

8 竹下・前掲注(1)2頁。

9 竹下・前掲注(1)1頁。

がいかなるものであるか確認しておく。

3 事案解明義務の理論

(1) ドイツにおける事案解明義務説 – Stürner 説¹⁰

事案解明義務は、元々ドイツにおいて発展してきた理論であり、特に Stürner の事案解明義務理論が有名である。Stürner の理論の概要は以下のようなものである。

①事案解明義務の根拠

事案解明義務は、証明責任を負わない当事者に事実主張および証拠提出を求める強力な義務であるから、当然しかるべき根拠が必要となる。Stürner は、基本法が真実発見による個人の権利保護を保障していることを事案解明義務の根拠としている。

②事案解明義務の要件

証明責任を負わない当事者に事案解明義務を課するための要件は、証明責任を負う当事者が自己の主張について具体化 (Substantiierung) することである。すなわち、証明責任を負う当事者が相手方に事案解明を求めるならば、まず自己の権利主張が納得しうるものであることを示し、自己の権利主張に合理的な基礎があることを明らかにする手がかり (Anhaltspunkt) を示さなければならない。つまり、証明責任を負う当事者が、自己の権利主張について何ら具体的な手がかりを示すことなく相手方に事案解明を求めることは、当事者間の公平の観点から妥当ではないからである。それゆえ、事案解明義務という強力な義務を相手方当事者に課するためには、解明を求める当事者にも一定の行為、すなわち主張の具体化が要求されるのである。

¹⁰ Rolf Stürner, Die Aufklärungspflicht der Parteien des Zivilprozesses (1976).

③事案解明義務の効果

事案解明義務の効果とは、証明責任を負わない当事者が事実関係の解明への協力を拒否した場合（事案解明義務違反の場合）の効果である。Stürnerは、解明義務の違反者にとって不利な事実の真実擬制を、義務違反の効果とする。ただし、その擬制は反証によって覆すことが可能である。

また、証明責任を負わない当事者が事実を知っているか、あるいは証拠方法を隠しているか不明確な場合には、事案解明義務違反の存否について証拠調べが行われる。ただし、事案解明できないことについて当事者に帰責性がない場合には、制裁が課されることはない。

（2）事案解明義務説

ドイツのStürnerの事案解明義務理論に影響を受けた春日偉知郎教授の見解¹¹である。春日説はStürner説の影響を多分に受けているが、Stürner説が事件類型を問わず事案解明義務を認めているのに対して、春日説は原発訴訟のような証拠偏在の場合に限って事案解明義務を認めている点に大きな違いがある¹²。

春日説は、事案解明義務の根拠をStürner説と同様に「真実発見による個人の権利保護」に求めているが、要件・効果については独自の検討を行っている。まず要件について、①相手方に事案解明を求める当事者が自己の権利

11 春日偉知郎『民事証拠法研究』（有斐閣、1991年）247頁以下。

12 竹下・前掲注（1）1頁は春日説を支持し、事案解明義務の射程範囲は原発訴訟に限定されることはなく、高度技術社会に内在する危険を原因とし、証拠の偏在が認められる訴訟においては、事案解明義務が適用されるべきであるとする。具体的には、航空機事故に関わる国家賠償訴訟、空港・新幹線等の大規模施設に関する騒音・振動等の差止め・損害賠償訴訟、製造物責任訴訟などであり、訴訟の形態として民事訴訟であると行政訴訟であるとを問わず、事案解明義務が適用できるとする。

主張について合理的な基礎のあることを明らかにする手がかりを示すこと、②この当事者が客観的に事案解明をなしえない状況（事実関係からの隔絶）にあり、かつ③事案解明できないことにつき非難可能性がないこと、④相手方が事案解明を容易にでき、事案解明の期待可能性があること、という四要件を導き出している。効果としては、解明義務違反者にとって不利な事実の擬制がなされるとする。

学説においては、事案解明義務はおおむね好意的に受けとられている。原発訴訟のような証拠が偏在する事件類型においては、極めて証明が困難となるため、当事者平等の観点から、証明責任を負わない当事者にも事実主張・証拠提出を求めることが必要となるからである。そのような証拠偏在による証明困難な事例において、事案解明義務は有効な法理として捉えられている¹³。

4 「主張立証の必要」が事案解明義務ではないとする見解

伊方最判の理解については、事案解明義務説とは異なる見解もある。ま

13 事案解明義務についての学説としては他に、事案解明義務を現代型訴訟に限定せず、一般的な事例にも適用できると主張するものとして、右田堯雄「証明責任を負わない当事者の事案解明義務」実務民事法（日本評論社、1985年）21頁以下。証明責任を負わない当事者の具体的事実陳述＝証拠提出義務について論じたものとして、松本博之「民事訴訟における証明責任を負わない当事者の具体的事実陳述＝証拠提出義務について」法曹時報49巻7号（1997年）1頁。当事者の情報へのアクセスという視点から事案解明義務を論じたものとして、畑瑞穂「模索的証明・事案解明義務理論」鈴木正裕先生古稀『民事訴訟法の史的展開』（有斐閣、2002年）607頁。主張過程における当事者の情報提供義務について論じたものとして、伊東俊明「主張過程における当事者の情報提供義務—「情報独占」の局面における規律について—」横浜国際経済法学15巻3号（2007年）1頁。提訴前における相手方の事案解明についての協力義務について論じたものとして、濱崎録「提訴前手続における相手方の協力義務に関する一試論」香川法学27巻3・4号（2008年）65頁。事案解明義務の根拠論について論じたものとして、拙稿「事案解明義務の法的根拠とその適用範囲」同志社法学58巻7号（2007年）505頁。

ず、単に訴訟の具体的進行状況につれて、裁判官の心証が自己に不利に傾いたことによって生ずる、立証の事実上の必要にすぎないとする見解¹⁴がある。これに対して事案解明義務説の立場からは、伊方最判は、まず被告行政庁の側に「主張・立証する必要がある」としており、規範の要求として主張立証行為を求める趣旨であるとの反論がなされている。

次に、主張・立証責任を転換していると理解する見解¹⁵がある。これに対しても、事案解明義務説からは、もし被告に主張・立証責任を転換したのであれば、被告がそれを尽くさない場合の効果として「右判断に不合理な点があることが事実上推認される」というのは不自然であるとの反論がなされている。

また、証明責任を負わない当事者の具体的事実陳述＝証拠提出義務説であるとみる見解¹⁶もある。この具体的事実陳述＝証拠提出義務は、民事訴訟における信義誠実の原則から導かれる理論であり、要件としては、①証明責任を負う当事者が事象経過の外にあって、②事案を自ら解明する可能性を有しておらず、③それに対して相手方は難なく必要な解明を与えることができ、④具体的事件の事情から見て、解明を相手方に期待しうる、という四点がある。これらの要件を満たす場合、相手方に具体的事実陳述＝証拠提出義務が発生し、相手方が事案解明に協力しないことは信義則に反すると解される¹⁷。

効果については、具体的事実陳述＝証拠提出義務を負う相手方当事者が期待可能な具体的事実陳述を行わない場合には、証明責任を負う当事者の事実

14 山村恒年「判批」民商108巻（1993年）894頁。

15 保木本一郎「判批」法教150号（1993年）67頁。

16 松本・前掲注（13）1頁以下。

17 松本・前掲注（13）は、原発訴訟を具体的事実陳述＝証拠提出義務の適用例の一つとして挙げている。

主張を有効に争ったものと認められず、それゆえ証明責任を負う当事者の主張事実は直ちに判決の基礎とされる。義務違反の効果として、証明責任を負う当事者の主張事実が直ちに判決の基礎とされるという点は、事案解明義務の場合と大きく異なっている。

この見解によると、具体的事実陳述＝証拠提出義務の適用例の一つとして伊方最判が挙げられている。すなわち、伊方最判においては自己の権利主張について合理的基礎があることを明らかにする「手がかり」（事案解明義務の要件の一つ）について言及されていないため、「手がかり」を不要とする具体的事実陳述＝証拠提出義務がよく妥当するとされる¹⁸。

そして、第2次主張・立証責任（2次的主張・立証責任）であるとする見解¹⁹もある。第2次主張・立証責任とは、ドイツの判例によって形成されてきた理論である。ドイツ連邦通常裁判所（BGH）は、第2次主張・立証責任が適用される要件として、以下の4点を挙げている。すなわち、①主張・立証責任を負う当事者が、主張立証すべき事実が生起した事象経過の外に位置していること、②その当事者が主張すべき事実を正確には知らないこと、③それに対し、主張・立証責任を負わない相手方当事者は事象経過の中に位置し、資料もあり、詳細な事実を知っていること、④この事実の開示を相手方に期待しても無理がないこと、という4要件である。これらの要件を満たす場合、信義則を根拠として、本来は証明責任を負わない相手方当事者に対して主張・立証責任（この場合、行為責任として）が課されることになる。

したがって、被告が第2次主張・立証責任を果たさない場合は擬制自白

18 高橋宏志『重点講義民事訴訟法 上〔第2版〕』（有斐閣、2011年）568頁。

19 木川統一郎「第2次主張・立証責任について」判タ1270号（2008年）5頁。

を、主張はしたが立証不成功（ノン・リケット）の場合は、原告主張の一般的・包括的な安全性の欠如を認定して原告を勝訴させることになる。

しかしながら、行為責任的な性質をもつ第2次主張・立証責任を認めてしまうと、法律要件分類説に基づく証明責任分配原則を崩すことになるとの批判がある。それに対して、事案解明義務は証明責任分配の枠内で適用されるため、証明責任分配原則との整合性を保つことができるとされる。

上記のように、伊方最高裁判決の「主張立証の必要」の性質の理解をめぐっては様々な見解が錯綜している状況にある。この性質論についての試論は第三章において後述するが、その前提として、伊方判決以降の原発訴訟の状況を第二章で確認しておく。

第二章 伊方以降の裁判例の検討

1 裁判例の検討

原発訴訟は、設置許可処分取消訴訟のように行政訴訟で行われる場合と、電力会社に対する差止訴訟のように民事訴訟で行われる場合がある。伊方最高裁判決以降、直接電力会社に対して差止を請求する民事訴訟もみられるようになってきた。行政訴訟の場合も民事訴訟の場合も、判決理由中に「主張立証の必要」という判断がなされ、証明困難の軽減が図られている。しかし、証明すべき主題が行政訴訟の場合と民事訴訟の場合とでは異なることに留意すべきであろう。すなわち、行政訴訟では「行政庁の処分違法性が無いこと」が証明主題であるのに対し、民事訴訟では「原発の安全性（危険性）」が証明主題になっている。このように行政訴訟の場合と民事訴訟の場合では証明の困難さの質が異なるため、同じ原発訴訟であるからといって一括りにすることは適切でない。そこで、以下では、行政訴訟の場合と民事訴訟の場合とで裁判例を分けて検討する。

(1) 行政訴訟

①【青森地判平成14年3月15日判タ1102号79頁】

(六ヶ所村ウラン濃縮工場訴訟判決)

〈事実の概要〉

日本原燃株式会社が青森県六ヶ所村に建設したウラン濃縮工場について、内閣総理大臣が、核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律（以下、「規制法」という）に基づいて加工事業許可処分を行った。本件処分に対し、六ヶ所村および国内各地の住民であるXら（原告）（172名の原告のうち、原告適格が認められたのは六ヶ所村および六ヶ所村に隣接する横浜町の住民のみである）は、主位的に本件処分の無効確認を求め、予備的に本件処分の取消しを求める訴えを提起した。なお、本件処分は、平成13年1月の省庁再編以降、中央省庁等改革関係法施行法の規定によりY（経済産業大臣、被告）が行ったものとみなされており、本件の審理中に内閣総理大臣からYへの訴訟承継が生じている。

〈判旨〉 請求棄却

「加工事業許可処分についての取消訴訟においては、前記の処分の性質にかんがみると、内閣総理大臣がした判断に不合理な点があることの主張、立証責任は、本来、原告が負うべきものと解されるが、当該加工施設の安全審査に関する資料を、すべて平成13年1月6日の中央省庁等改革関係法施行法による規制法の改正に伴い上記処分の権限を承継した被告の側が保持していることなどの点を考慮すると、被告の側において、まず、その依拠した前記の具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、内閣総理大臣の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があり、被告が上記主張、立証を尽くさない場合には、内閣総理大臣がした上記判断に不合理な点があることが事実上推認されるものというべきである。」

〈コメント〉

核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律に基づく原子炉設置許可処分については、多くの行政訴訟が提起されているが、本判決は、同法が定める他の処分に関する行政訴訟としては初めての判決である。本判決は、加工事業許可処分に関する訴訟においても、伊方判決で示された理論を適用しうることを明らかにしたといえる²⁰。

②【名古屋高金沢支判平成 15 年 1 月 27 日判タ 1117 号 89 頁】

（「もんじゅ」行政訴訟差戻後第二審判決）

〈事実の概要〉

本件は、動力炉・核燃料開発事業団（平成 10 年 10 月 1 日の組織改正により核燃料サイクル開発機構に移行した。以下「動燃」という。）が福井県敦賀市に建設中であった液体金属（ナトリウム）冷却型高速増殖原型炉「もんじゅ」²¹（以下「本件原子炉施設」という）について、本件原子炉施設から約 11 キロメートルないし約 58 キロメートルの範囲に居住する X ら（原告・控訴人）が、内閣総理大臣が動燃に対して行った本件原子炉施設の設置許可処分（以下「本件処分」という）には、核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律（以下「規制法」という）23 条 1 項、24 条 1 項²²の定める各要件に適合していないなどの点で重大かつ明白な瑕疵があるとして、内閣総理大臣に対して、本件処分の無効確認を求める訴えを提起した事

²⁰ 座談会・訟務月報 41 卷 1 号別冊 149 頁参照。

²¹ 高速増殖炉は、「発電をしながら、燃やした燃料以上の燃料を作り出す夢の原子炉」と呼ばれるが、その半面、危険性も大きいといわれる。実際に、本件原子炉施設では、平成 7 年 12 月 8 日にナトリウム漏洩事故が発生した。

案である²³。なお、本件処分は、平成13年1月6日の省庁再編以降、中央省庁等改革関係法施行法の規定によりY（経済産業大臣、被告）が行ったものとみなされており、本件の審理中に内閣総理大臣からYへの訴訟承継が生じている。

差戻前の訴訟の経緯は以下のとおりである。まず第一審【福井地判昭和62年12月25日判タ663号58頁】では、本件原子炉施設の周辺に居住するXらが本件許可処分の無効確認を求めにつき、行訴法36条所定の原告適格を有するか否かが争われたが、第一審は原告適格を欠く不適法な訴えであるとして、Xら全員について訴えを却下した。これに対しXらが控訴。第二審【名古屋高金沢支判平成元年7月19日判タ708号77頁】は、本件原子炉施設から半径20キロメートル以内に居住する原告らについては原告適格を認め、当該原告らについて事件を福井地裁に差戻し、その他の原告らの控訴を棄却した。

これに対し、敗訴原告らおよびYが上告したところ、上告審【最三小判平

22 「内閣総理大臣は、第23条第1項の許可の申請があった場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。
- 二 その許可をすることによって原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 三 その者（原子炉を船舶に設置する場合にあっては、その船舶を建造する造船事業者を含む。）に原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があり、かつ、原子炉の運転を適格に実行するに足る技術的能力があること。
- 四 原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）、核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下同じ。）又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること。」（規制法24条1項）。

23 本件の背景には、取消訴訟の出訴期間が過ぎていたため、無効確認訴訟の形態をとらざるをえなかったという事情がある。

成4年9月22日民集46巻6号571頁】は、半径20キロメートル外に居住する原告らの上告に対し、規制法24条1項3号および4号は、単に公衆の生命、身体の安全、環境上の利益を一般的公益として保護しようとするにとどまらず、原子炉事故等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むものと解されるとした上、当該原告らは本件原子炉から約29キロメートルないし約58キロメートルの範囲内に居住していること、本件原子炉は研究開発段階にある原子炉である高速増殖炉であり、炉心内において毒性の強いプルトニウムの増殖が行われるものであることなどの事実を照らし、当該原告らは、原子炉事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域内に居住する者というべきであるとして、当該原告らにも原告適格を認め、事件を福井地裁に差戻し、半径20キロメートル以内に居住する原告らに対する被告の上告を棄却した。このように、原告ら全員について事件が第一審に差戻されることとなった。

差戻後第一審は、本件における主張立証責任について「原子炉設置許可処分取消訴訟においては、被告行政庁がした右判断に不合理な点があり、それが重大かつ明白であることの主張、立証責任は、本来、原告が負うべきものと解されるが、当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していることなどの点を考慮すると、被告行政庁の側において、まず、その依拠した具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に重大かつ明白な不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要がある、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推定されると解し、被告に事実上主張、立証の義務を負わせている（伊方最高裁判決参照）」と述べたうえで、「本件無効確認訴訟においても、取消訴訟の

場合と同様、当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告が保持していることなどの点を考慮すれば、被告において、まず、その依拠した具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告の判断に重大かつ明白な瑕疵といえるだけの過誤、欠落のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要がある、被告が右主張、立証を尽くさない場合には、被告がした右判断に不合理な点があることが事実上推定されると解するのが相当」であると判示した。結論としては、安全性、技術的能力、手続的瑕疵等いずれの争点についても重大かつ明白な違法性はないと判断された。これに対してXらは控訴した。

〈判旨〉 原判決取消、請求認容

「伊方最高裁判決の主張立証責任に関する考え方は、原子炉設置許可処分の無効確認訴訟にも基本的に妥当するものである。したがって、原子炉設置許可処分の無効確認訴訟の主張立証責任は、次のように考えるべきである。すなわち、〔1〕行政庁のした原子炉設置許可処分の判断に処分を無効とするに足る重大な瑕疵（違法事由）のあることの主張立証責任は、原告が負担する。〔2〕被告行政庁は、当該判断に処分を無効とするに足る重大な瑕疵（違法事由）のないことを相当の根拠、資料に基づき主張立証する必要がある。〔3〕被告行政庁がその主張立証を尽くさないときには、当該判断に処分を無効とするに足る重大な瑕疵（違法事由）のあることが事実上推認される。」

〈コメント〉

本判決は「原子炉設置許可処分の判断に処分を無効とするに足る重大な瑕疵（違法事由）のあることの主張立証責任は、原告が負担する」としたうえで、「被告行政庁は、当該判断に処分を無効とするに足る重大な瑕疵（違法事由）のないことを相当の根拠、資料に基づき主張立証する必要がある」

と判示している。この判断によれば、主張立証責任はあくまで原告側にあり、被告行政庁側には主張立証責任ではなく「主張立証の必要」があるとされる。一見すると証明（立証）責任の転換のようにも解されるが、効果として、「被告行政庁がその主張立証を尽くさないときには、当該判断に処分を無効とするに足る重大な瑕疵（違法事由）のあることが事実上推認される」としていることから立証（証明）責任の転換とみることはできない。

事案説明義務の要件（①相手方に事案説明を求める当事者が自己の権利主張について合理的な基礎のあることを明らかにする手がかりを示すこと、②この当事者が客観的に事案説明をなしえない状況にあり、かつ③事案説明できないことにつき非難可能性がないこと、④相手方が事案説明を容易にでき、事案説明の期待可能性があること）を本件に照らし合わせると、原告は原発についての専門知識を持たぬ住民であり、他方被告は行政庁であるから、②、③、④の要件を満たすと見える。要件①については、原発という高度の危険性を有する施設をめぐる事案であるから、あえて原告に「手がかり」の提示を求める必要がなかったと読み取ることもできよう。

結論としては、ナトリウム漏洩事故に関する安全審査には看過し難い過誤・欠落があり、本件原子炉格納容器内の放射性物質の外部環境への放出の具体的危険性を否定することができず、本件許可処分は無効であるという判断を下し、原判決を取消してXらの請求を認容した。本判決は、原子炉設置許可処分について初めて違法・無効という判断を下したものであり、注目に値する²⁴。

²⁴ しかし、その後の上告審(最判平成17年5月30日民集59巻4号1頁)において、最高裁は、安全審査の対象を基本設計のみに限定し、高裁が安全審査の瑕疵として指摘する事項は本件原子炉設置許可の段階の安全審査の対象とならない事項に関するものであるとして、原審の結論を完全に覆した。

(2) 民事訴訟

① 【仙台地判平成6年1月31日判時1482号3頁】

(東北電力女川原発訴訟)

〈事実の概要〉

昭和56年12月、宮城県女川町および石巻市の住民であるXら（原告）は、Y電力会社（被告）を相手として、女川町内にある原子力発電所の一号機についての運転の差止め、および当時建設中であった同原子力発電所の二号機について建設の差止めを求める訴えを提起した。

〈判旨〉 請求棄却

「人格権等に基づく原子力発電所の建設又は運転についての差止訴訟においては、当該原子力発電所に安全性に欠ける点があり、原告らに被害が及ぶ危険性があることについての立証責任は、人格権に基づく差止訴訟一般の原則どおり、原告が負うべきものと解される。

したがって、これを本件に即してみれば、Xらは、1、原子力発電所の運転による放射性物質の発生、2、原子力発電所の平常運転時及び事故時における右放射性物質の外部への排出の可能性、3、右放射性物質の拡散の可能性、4、右放射性物質の原告らの身体への到達の可能性、5、右放射性物質に起因する放射線による被害発生の可能性について、立証責任を負うべきことになる。

他方、本件原子力発電所は、ウラン235を燃料として使用し、その稼働により、内部に毒性の強いプルトニウム239など人体に有害な放射性物質を大量に発生させるものであること、Xらは、本件原子力発電所から20キロメートルの範囲内に居住していることは前に判示したとおりであり、したがって、Xらは、いずれも本件原子力発電所における事故等による災害により、その生命・身体等に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地

域内に居住する者ということができるのであり、また、本件原子力発電所は平常運転時においても一定の放射性物質を環境に放出することは避け難いことは前に判示したとおりである。

右のとおり、Xらは、既に前記1ないし5の点についてXらの必要な立証を行っていること、本件原子力発電所の安全性に関する資料をすべてYの側が保持していることなどの点を考慮すると、本件原子力発電所の安全性については、Yの側において、まず、その安全性に欠ける点のないことについて、相当の根拠を示し、かつ、非公開の資料を含む必要な資料を提出したうえで立証する必要がある、Yが右立証を尽くさない場合には、本件原子力発電所に安全性に欠ける点があることが事実上推定（推認）されるものというべきである。そして、Yにおいて、本件原子力発電所の安全性について必要とされる立証を尽くした場合には、安全性に欠ける点があることについての右の事実上の推定は破れ、Xらにおいて、安全性に欠ける点があることについて更なる立証を行わなければならないものと解すべきである。」

〈コメント〉

本件は、女川原子力発電所の建設・運転の差止めを、周辺住民が電力会社に対して求めた民事訴訟である。従来、原発の建設・運転の差止めを求める訴訟は、専ら原子炉設置の許可（原子炉等規制法23条）の取消を求める行政事件訴訟として争われてきたが、本件以降、事業者たる電力会社を被告とする民事の差止訴訟として争われる事例も見られるようになった。

本判決は、当該原子力発電所に安全性が欠けているという点につき、証明責任は原告にあるとしつつ、安全性に関する資料をすべて被告企業が保持していることなどを考慮し、まず被告において安全性に欠ける点のないことを解明する必要がある、被告が解明を尽くさない場合には安全性に欠ける点があることが事実上推定されるとした。本判決で注目すべき点は、伊方判決

においては触れられなかった「手がかり」の提示（事案説明義務の要件の一つ）について触れている点である。すなわち、判決理由中に「右のとおり、Xらは、既に前記1ないし5の点についてXらの必要な立証を行っている」と記されており、説明を求める側であるXらが「手がかり」を提示したことが読み取れる。

②【名古屋高金沢支判平成21年3月18日判時2045号3頁】

（北陸電力志賀原発訴訟）

〈事実の概要〉

Y（北陸電力、被告・控訴人）は、富山県、石川県、福井県の一部、岐阜県の一部を営業地域とする電気事業者であり、平成9年5月、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律26条に基づき、通商産業大臣に対し、石川県羽咋郡志賀町に所在する実用発電用原子炉である志賀原子力発電所に2号原子炉（以下、本件原子炉）を増設する旨の設置変更許可申請を行った。平成11年4月、通商産業大臣は、Yに対し、本件原子炉の設置を許可する処分をした。Yは、設置許可を受けて、平成11年8月、建設に着工し、同17年4月、試運転を開始し、同18年3月に営業運転を開始した。

周辺住民であるXら（原告・被控訴人）は、Yが増設した本件原子炉について、本件原子炉が運転されれば、平常運転時または異常事象時に環境中に放出される放射線および放射性物質によって被ばくし、生命・身体等に回復し難い重大な被害を受けるとして、Yに対し、人格権または環境権に基づき、その侵害予防のため、本件原子炉の運転差止めを求めた。

一審の金沢地判平成18年3月24日（判時1930号25頁）は、以下のよう
に判示した。

「人格権に対する侵害行為の差止めを求める訴訟においては、差止請求権の存在を主張する者において、人格権が現に侵害され、又は侵害される具体

的危険があることを主張立証すべきであり、このことは、本件のような原子炉施設の運転の差止めの可否が問題となっている事案についても変わるところはないと解すべきである。そして、……原子炉周辺住民が規制値を超える放射線被ばくをすれば、少なくともその健康が害される危険があるというべきであるから、本件においてXらは、本件原子炉の運転により、Xらが規制値（以下「許容限度」ということがある。）を超える放射線を被ばくする具体的危険があることを主張立証すべきことになる。

他方、原子力発電所は大量の放射性物質を内蔵しており、電気事業者が何らの制御策も放射線防護も講じることなくこれを運転すれば、周辺公衆が大量の放射線を被ばくするおそれがあるところ、Yは、高度かつ複雑な科学技術を用いて放射性物質の核分裂反応を制御しながら臨界を維持するよう本件原子炉施設を設計するとともに、多重防護の考え方に基づいて各種の安全保護設備を設計しており、本件原子炉施設におけるこれらの安全設計及び安全管理の方法に関する資料は全てYが保有している。

これらの事実にかんがみると、Xらにおいて、Yの安全設計や安全管理の方法に不備があり、本件原子炉の運転によりXらが許容限度を超える放射線を被ばくする具体的可能性があることを相当程度立証した場合には、公平の観点から、Yにおいて、Xらが指摘する『許容限度を超える放射線被ばくの具体的危険』が存在しないことについて、具体的根拠を示し、かつ、必要な資料を提出して反証を尽くすべきであり、これをしない場合には、上記『許容限度を超える放射線被ばくの具体的危険』の存在を推認すべきである。」

一審は以上のように判示したうえで、地震・耐震設計が昭和53年に策定された旧耐震設計指針に基づきマグニチュード6.5を想定したものであるが、これでは不備であり、具体的危険があるとして、Xらの差止請求を認容した。

これに対してYが控訴した。なお、原判決言渡し後の平成18年9月に新

耐震設計指針が策定され、Yは、本件原子炉について耐震補強工事を行っている。また、平成19年3月25日に本件原子炉から震源までの距離が21キロメートルの地点でマグニチュード6.9の能登半島地震が発生した。控訴審である本判決では、上記の点も併せて問題となった。

なお、本件控訴審判決に対してXらが上告及び上告受理申立をしたが、平成22年10月28日に上告棄却・上告受理申立不受理となり確定している【最一小決平成22年10月28日】。

〈判旨〉原判決取消し。Xらの請求棄却

「人格権に基づく原子力発電所の運転差止訴訟においては、当該原子力発電所に安全性に欠けるところがあつて、被控訴人らの生命、身体、健康が現に侵害されているか又は侵害される具体的危険があることについての主張立証責任は、人格権に基づく差止訴訟の一般原則どおり、本来、Xらが負うものと解するのが相当である。

そして、本件原子炉についてこれを具体的に想定すれば、Xらは、〔1〕本件原子炉の運転による放射線、放射性物質の発生、〔2〕本件原子炉の平常運転時又は地震等の異常事象時における放射線、放射性物質の外部への排出の具体的可能性、〔3〕外部へ排出した放射線、放射性物質によるXらの被ばくの具体的可能性について主張立証しなければならないというべきである。」

「しかしながら……その安全管理の方法は、各原子炉ごとに異なり、かつ、その資料はすべて原子炉設置者の側が保持していることなどの点を考慮すると、本件原子炉の安全性については、Yの側において、まず、その安全性に欠ける点のないことについて、相当の根拠を示し、かつ、必要な資料を提出した上で主張立証する必要がある、Yがこの主張立証を尽くさない場合には、本件原子炉に安全性に欠ける点があり、

その周辺に居住する住民の生命、身体、健康が現に侵害され、又は侵害される具体的危険があることが事実上推認されるものというべきである。そして、Yにおいて、本件原子炉の安全性について前記説示の主張立証を尽くした場合は、本来主張立証責任を負うXらにおいて、本件原子炉に安全性に欠ける点があり、Xらの生命、身体、健康が現に侵害され、又は侵害される具体的危険があることについて、その主張立証責任に適った主張立証を行わなければならないとするのが相当である。」

「以上、……認定説示したところを総合すれば、Yは、本件原子炉が安全性に欠ける点のないことについて、相当の根拠を示し、かつ、必要な資料を提出した上で、主張立証を尽くしたということができのに対し、Yの前記主張立証を揺るがすに足りる反論反証はなく、また、Xらの主張立証その他本件の全証拠によっても、本件原子炉に安全性に欠ける点があり、Xらの生命、身体、健康が現に侵害され、又は侵害される具体的危険性があるものと認めるには足りないといわざるを得ない。」

〈コメント〉

本件は、原発関連の民事差止訴訟において初めて請求を認容した一審判決の控訴審であるが、一審の判断とは異なり、伊方原発訴訟最高裁判決における主張立証の理論が民事差止請求にも当てはまるとしたうえで、Xらによる具体的危険性の立証が不十分であるとして、差止請求を棄却したものである。

すなわち、具体的危険性の主張立証の問題について、原審では、Xらが具体的危険の可能性を相当程度立証した場合には、公平の観点から、Yが具体的危険がないことを具体的根拠に基づき反証を尽くすべきであるとした。これに対し、本判決では、安全審査の基準を満たしていることをYが立証すれば、その安全性が認められるから、次にXらに具体的危険を立証する責任があるとしている。

2 小括

以上のように、伊方最高裁判決以降、民事の差止訴訟においても「主張立証の必要」の判断がなされ、証明困難の軽減が図られるようになった。そこで、行政訴訟を用いる場合の利点と民事訴訟を用いる場合の利点について、それぞれ確認しておきたい。

まず、原発訴訟において行政訴訟の形式を用いる利点としては、①行政訴訟では原子炉の安全性に係る行政庁の判断が直接の審理対象となるのに対し、民事差止訴訟では行政判断の瑕疵について周辺住民の生命・身体への侵害との連関という間接的な形で争点となるにとどまる、②行政判断を裁量統制の見地から仔細に審理する行政訴訟の方が行政庁の専門技術的な裁量について実効性のある統制が期待できる、という点があった。しかし、原子炉設置許可処分に対する取消訴訟の場合、司法審査の対象が原子炉施設自体の基本設計の範囲に限定され、詳細設計および工事方法の問題は除外されるという考え方が、伊方判決によって採用された。

これに対して、民事訴訟では、原子炉設置許可処分の段階における安全審査の対象如何という論点は生じず、原告たる住民の生命・身体に及ぼす危険性の有無に関わりのある限りで、原子炉の建設・運転に係る全ての問題が司法判断の対象となりうるのである²⁵。

そして、証明すべき主題も、行政訴訟では「行政庁の処分に違法性がないこと」が証明主題であるのに対し、民事訴訟では「原発の安全性（危険性）」が証明主題になっている。

このように証明すべき主題は異なるものの、専門的知識を持たぬ素人たる原告住民らにとって、原発訴訟における証明は極めて困難であることに変わ

²⁵ 橋本博之「判批」平成6年度重要判例解説40頁参照。

りはない。それゆえ、この「主張立証の必要」の判断によって証明負担が軽減されることは歓迎すべきである。「主張立証の必要」がいかなる性質のものであるかについては、次章において検討する。

第三章 「主張立証の必要」の性質についての試論

これら一連の原発訴訟においては、主張立証責任はあくまで原告側にあり、被告行政庁あるいは被告企業側には主張立証責任ではなく「主張立証の必要」があるとされる。「主張立証の必要」という概念は、主張立証責任とは明確に区別されるものである。すなわち、「主張立証の必要」とは、訴訟の進行状況につれて裁判所の心証が不利に傾くことにより、事実上主張立証が必要となることである。一見すると証明（立証）責任の転換のようにも解されるが、効果として、「被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認されるものというべきである」（伊方判決）としていることから証明責任の転換とみることはできない。

また、第2次主張・立証責任とみる立場については、証明責任の分配原則の観点から賛同できない。すなわち、わが国の判例実務が、証明責任の分配について法律要件分類説を採用している以上、本来証明責任を負わないはずの相手方当事者に（第2次的であれ）主張立証責任を課すということは、法律要件分類説に基づく証明責任分配の原則を崩すことになってしまう。証拠偏在型訴訟という例外的な事例における適用であったとしても、行為責任的な第2次主張・立証責任を認めることは、法律要件分類説に基づく証明責任分配と相容れない原則を持ち込むことになり、妥当ではないと思われる。証明困難の軽減は、事案解明義務のように、あくまで法律要件分類説の枠内でなされるべきである。

それでは、「主張立証の必要」とは、やはり事案解明義務なのか、あるいは全くの別物なのか。まず最近の議論状況を確認しておきたい。「現段階では断定が困難である」²⁶とされている現状ではあるが、伊方最判の述べる主張立証責任の分配を前提としつつ、実質的には「狭義の事案解明義務」を認めたものであるという理解の余地はあるとする見解²⁷もある。

他方、伊方最判が事案解明義務を認めたものとは言い難いとする見解²⁸もある。この見解によれば、伊方最判は、事案解明義務の問題ではなく、あくまで主張立証責任の問題として考えるべきであるとされる。すなわち、原告は設置許可処分の違法性の特定のための主張をすればよく、同処分の違法性の評価根拠事実についての主張立証責任は被告にあると判示したと理解されるという。加えて、原告が、事案解明義務の要件の一つである「手がかりの提示」を充足する意味での具体的主張をしているわけではないことも挙げている。

このように、「主張立証の必要」の性質をめぐる議論が錯綜している状況にあるが、この性質をめぐる議論の中で特に注目すべき点は、事案解明義務ではないとする学説の多くが、その根拠として、伊方最判が「手がかり」の要件について何ら触れていないことを挙げている点である²⁹。しかしながら、「手がかり」要件に触れられていないことが、事案解明

²⁶ 垣内・前掲注(3) 132頁。

²⁷ 畑瑞穂「『事案解明義務』について－事案解明のための諸制度のあり方について」伊藤滋夫〔編〕『要件事実の機能と事案の解明』(日本評論社、2012年) 107頁。

²⁸ 伊藤滋夫「本研究会のテーマ『要件事実の機能と事案の解明』に関する要件事実論の視点からの問題提起」伊藤滋夫〔編〕『要件事実の機能と事案の解明』(日本評論社、2012年) 86頁。

²⁹ なお、山本克己「事案解明義務」法教311号(2006年) 86頁も、伊方判決が「手がかり」の提示の要件について触れていないことを指摘し、本判決に事案解明義務が適用されたとする見解に懐疑的な立場をとる。

義務ではないとする結論に直結しうるだろうか。すなわち、事案説明義務の要件（①相手方に事案説明を求める当事者が自己の権利主張について合理的な基礎のあることを明らかにする手がかりを示すこと、②この当事者が客観的に事案説明をなしえない状況にあり、かつ③事案説明できないことにつき非難可能性がないこと、④相手方が事案説明を容易にでき、事案説明の期待可能性があること）を原発訴訟の事例に照らし合わせると、原告は原発についての専門知識を持たぬ住民であり、他方被告は行政庁や電力会社であるから、②、③、④の要件を満たすといえる。問題は要件①、すなわち「手がかり」要件である。

要件①（「手がかり」要件）については触れられているものとそうでないものがあるが、原発という高度の危険性を有する施設をめぐる事案であるから、あえて原告に「手がかり」の提示を求める必要がなかったと読み取ることのできるのではないか。すなわち、原発という施設は原子力を扱うものである以上、地震・津波等によって放射能漏れや水素爆発などの事故が発生するかもしれないという最高度の危険性を内包しており、潜在的な危険が常にあると言っても過言ではない。このように、原発が存在している時点ですでに潜在的危険性があるということであり、それゆえ、わざわざ原発が危険であるという「手がかり」を提示する必要はないと判断されたのではないだろうか。原発の潜在的危険性は、東日本大震災以前から当然認識されていたわけであるから（現在においては、東日本大震災によって、より原発の潜在的危険性が増すこととなった）、極めて高度の潜在的危険性ゆえに「手がかり」要件を外したとも理解できよう。

次に、効果面について検討する。すなわち、被告側が「主張立証の必要」を尽くさなかった場合の効果と、事案説明義務に違反した場合の効果について比較する。一連の原発訴訟では、「被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認される」といった効果が示されている。つまり、効

果は「推認」である。事案解明義務では、義務違反の効果は「事実の擬制」であるが、事案解明義務の効果としての擬制は「反証によって覆すことのできる擬制」であることに注意しなければならない。反証可能な擬制とは、実質的に推認と同義であるから、効果面においても「主張立証の必要」と事案解明義務との親和性が見出せる。

最後に、「主張立証の必要」と事案解明義務の根拠レベルにおける親和性について検討する。すなわち、原発訴訟において「主張立証の必要」という判断が用いられたのは、証明困難の軽減という目的のためであり、この点において「主張立証の必要」と事案解明義務は、「著しい証拠偏在型訴訟である原発訴訟において、原告の証明困難を軽減する」という同一の理念を志向するものであると解される。

そもそも事案解明義務は、明文規定もないうえに、証明責任を負わない当事者に事実主張・証拠提出を要求する強力な義務であるため、慎重に適用されなければならない。しかし、原発訴訟や医療過誤訴訟、公害訴訟等のいわゆる現代型訴訟においては、当事者間の証拠収集能力に構造的な格差（例えば、企業対個人、病院対患者）が存在し、そのうえ原告となる被害者が証明責任を負うことになるため、原告は著しく証明困難な状況に置かれることとなる。そこで、民事訴訟法の理念たる当事者平等原則の観点から、原告の証明困難を軽減し、適正な手続を保障する必要がある。特に原発訴訟では証拠の偏在が著しいため、事案解明義務の適用により証明困難の軽減を図る必要があるといえる。

原発訴訟における「主張立証の必要」の判断は、証明困難に陥っている原告の証明負担を軽減しており、このような判断がなされた根底には、民事訴訟法の理念たる当事者平等原則の観点があると理解される。それゆえ、「主張立証の必要」の判断は、根拠のレベルにおいても、事案解明義務と強い親和性をもつものである。

以上のように、根拠・要件・効果の各面において、「主張立証の必要」と事案解明義務の間には相当程度の親和性が認められる。したがって、近時の原発訴訟における主張立証についての判断は、いわゆる春日説のような「狭義の事案解明義務」そのものではないとしても、規範の要求として相手方に主張立証行為を求めていると解されることから、実質的に事案解明義務の理論を適用したものと理解するのではないかと思われる。

おわりに

以上のように、本稿では原発訴訟における「主張立証の必要」の性質論について若干の考察を試みた。原発訴訟をめぐる状況は、2011年3月11日の東日本大震災によって発生した福島第一原発の事故によって、今まさに大きく動きつつある。福島第一原発の事故は、それまで日本人の多くが信じていた「原発は安全である」という「神話」を完全に覆した。これは、科学における「通説」が消滅してしまったといっても過言ではない。このことは司法においてもいえることである。3.11以前の原発訴訟では、審査の対象は設計段階に限られ、立地条件（どういう場所に建っているか。活断層の有無など）や現在の運転状況などは審査の対象とされていなかった。しかし、東日本大震災が発生したことにより、例えば立地条件というファクターが安全性の判断のためにいかに重要かが認識された。すなわち、同じ被災地でも、福島第一原発は海沿いに建っていたため津波による甚大な被害を受けたが、宮城県の女川原発は高台の上に建っていたため津波の被害は全く受けず無傷であったわけであるから、安全性の審査に際して無視しえないことがわかる。

主張立証責任の問題はもちろんのこと、今後の原発訴訟では、審査の枠組みを根本的に見直す必要があるだろう。現在、各地の原発で、3.11後に新た

に提起された訴訟が係属中である。今後の原発訴訟では、新しい枠組みの下で判断がなされることを期待したい。

※ 本稿は、財団法人民事紛争処理研究基金による平成 24 年度助成研究の成果の一部である。